

02 静保健介第 1046 号

令和 2 年 6 月 1 日

介護サービス事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事業者指導担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援費の臨時的な取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

現在、各事業所においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染症対策を徹底されているところかと思いますが、厚生労働省より示された「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報）」に関する問い合わせが、多数寄せられていることから、本市の取扱いは下記のとおりとしますので、御確認いただきますようお願いします。

記

1 対象通知

令和 2 年 5 月 25 日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報）」（介護保険最新情報 vol. 836 問 5）

2 内容

問) 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。

答) 事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。

なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。

また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。

3 取扱い

(1) 当該事務連絡による取扱いは、当該事務連絡の発出日以降の居宅介護支援費について、適用するものとする。

例) 令和2年5月利用分以降の居宅介護支援費 → 請求可能

令和2年4月利用分以前の居宅介護支援費 → 請求不可

(2) 介護予防支援及び静岡市第1号介護予防支援事業においても同様の取扱いとする。

4 留意事項

(1) 本取扱いは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、臨時的・限定的に行うものです。

(2) 本取扱いは、今後、厚生労働省からの通知等、状況の変化により変更する場合があります。

<問い合わせ先>

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部

介護保険課事業者指導第2係

電話：054-221-1377

F A X：054-221-1298

メール：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp